抄

、傍線部分は改正部分、

(第 条関係

備考 別 表 第一 学療法士及び作業療法士法 若 士養成施設、 くは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法 若しくは理学療法士養成施設若しくは同法第十二条第一号若し + 定により指定されている学校若しくは臨床検査技師養成 する法律 いる学校若しくは診療放射線技師養成所、 法律第二百二十六号) 基づく大学及び高等専門学校を除く。 大正七年勅令第三百八十八号) しくは第 看護師法 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、 しくは視 条関 条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校 若しくは看護師養成所、 条第一号若しくは第二号の規定により指 三号の規定により指定され 係 (昭和三十三年法律第七十六号) (昭和二十三年法律第二百三号) 能訓練士養成所 視能訓練士法 改 第二十条第一号の規定により指定され 正 (昭 (昭和四十年法律第百三十七号) 臨床工学技士法 診療放射線技師法 に基づく大学又は保健師助 和四十六年法律第六十四 7 以下この号にお いる学校 後 第二十 第十五条第 臨床検査技師等に関 定されている学校 (昭和六十) (昭和二十六年 (学校教育法 条第 旧大学令 号 て同じ 二年法 所 一号若 \mathcal{O} 産 第 第 理 規 師 備考 別 表 第 法士法 養成 練士法 養成所、 条第 三年法律第七十六号) は第二号の規定により指定されている学校若しくは視能訓 より指定されている学校若しくは作業療法士養成施設、 養成施設若しくは同法第十二条第一号若しくは第二号の規定に は第二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士 いる学校若しくは臨床検査技師養成所、 療放射線技師養成所、 しくは第 看護師法 大正七年勅令第三百八十八号) 第二十条第一号の規定により指定されている学校若しくは診 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、 一条関! 略 号から第三号までの規定により指定されている学校若し (昭和四十年法律第百三十七号) 第十一条第一号若しく (昭和四十六年法律第六十四号) 臨床工学技士法 診療放射線技師法 係 一号の規定により指定されている学校若しくは看護師 (昭和二十三年法律第二百三号) 第二十 改 臨床検査技師等に関する法律(昭和三十 第十五条第一号の規定により指定されて (昭和六十二年法律第六十号) 第十 正 (昭和二十六年法律第二百二十六号 に基づく大学又は保健師 前 第十四 理学療法士及び作業療 [条第 一条第 旧大学令 一号若しく 視能訓 助 練士 産師

应

= 三十二号) 昭和六十二年法律第六十一号)第十四条第一号から第三号まで 規定により指定されている学校若しくは言語聴覚士養成所にお 第二号若しくは第四号の規定により指定されている学校若しく 救急救命士法 されている学校若しくは臨床工学技士養成所、 律第六十号)第十四条第一号から第三号までの規定により指 いて既に履修した科目については、 は救急救命士養成所若しくは言語聴覚士法 の規定により指定されている学校若しくは義肢装具士養成所 兀 略 第三十三条第一号から第三号まで若しくは第五号の (平成三年法律第三十六号) 第三十四条第一号 免除することができる。 (平成九年法律第百 義肢装具士法

号の規定により指定されている学校若しくは救急救命士養成所 三年法律第三十六号)第三十四条第一号、 れている学校若しくは義肢装具士養成所、救急救命士法 六十一号)第十四条第一号から第三号までの規定により指定さ 目については、免除することができる。 ている学校若しくは言語聴覚士養成所において既に履修した科 条第一号から第三号まで若しくは第五号の規定により指定され くは臨床工学技士養成所、義肢装具士法 若しくは言語聴覚士法(平成九年法律第百三十二号)第三十三

(昭和六十二年法律第

第二号若しくは第四

(平成

Ξ. 兀 略

- 2 -

0 診 療放射線技師学校養成所指定規則 (昭和二十六年厚生省令第四号)

抄

(第 条関係

備考 表第 成所、 若しくは作業療法士養成施設、 法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されてい 和四十年法律第百三十七号)第十一条第一号若しくは第二号の規定 校若しくは臨床検査技師養成所、 年法律第七十六号)第十五条第一号の規定により指定されている学 くは歯科衛生士養成所、 号若しくは第二号の規定により指定されている歯科衛生士学校若し 等専門学校を除く。 \mathcal{O} 七 により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設若しくは同 る学校若しくは視能訓練士養成所 規定により (昭和二十三年法律第二百三号) |年勅令第三百八十八号)に基づく大学又は保健師助 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、 略 歯科衛生士法 (第二条関係 第十四条第一号若しくは第 指定されて 改 以下この号において同じ。 (昭和二十三年法律第二百四号) 臨床検査技師等に関する法律 いる学校 正 視能訓練士法 第一 理学療法士及び作業療法士法 (学校教育法に基づく大学及び高 + 臨床工学技士法 二号の規定により指 一条第二号若しくは第 後 (昭和四十六年法 若しくは看護師 旧大学令 第十二条第 産師 昭 (昭和六十二 定され 和三十三 看 る学校 護 大正 律 師 (昭 法

別 表第 (第二条関係

改

正

前

別

備考

略

士法 は 兀 法士養成施設、 号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療 養成 号の規定により指定されている歯科衛生士学校若しくは歯科衛生士 七 ている学校若しくは理学療法士養成施設若しくは同法第十二条第 検査技師養成所、 号)第十五条第一号の規定により指定されている学校若しくは臨 \mathcal{O} 百三十七号) 第十四 (昭和二十三年法律第二百三号)第二十一条第一号若しくは第 「条第一号若しくは第1 規定により指定されている学校若しくは看護師養成所、 年勅令第三百八十八号)に基づく大学又は保健師 視能訓練士養成所、 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、 所、 (昭和二十三年法律第二百四号)]条第 臨床検査技師等に関する法律 第十一条第一号若しくは第二号の規定により指定され 号、 視能訓練士法 理学療法士及び作業療法士法 第 臨床工学技士法 一号の規定により指定されている学校若しく 一号若しくは第三号の規定により指定されて (昭和四十六年法律第六十四号) 第十二条第一号若しくは第 (昭和三十三年法律第七十六 (昭和六十二年法律第六十号 (昭和四十年法律第 助 旧大学令 産師 **計看護師** 歯科衛生 (大正 第十 床

所、 指定されている学校若しくは言語聴覚士養成所において既に履修し 第二号若しくは第四号の規定により指定されている学校若しくは救 法 より指定されている学校若しくは臨床工学技士養成所、 年法律第六十号)第十四条第一号、 た科目については、 急救命士養成所若しくは言語聴覚士法(平成九年法律第百三十二号 は第三号の規定により指定されている学校若しくは義肢装具士養成 第三十三条第一号、 (昭和六十二年法律第六十一号)第十四条第一号、第二号若しく 救急救命士法 (平成三年法律第三十六号) 第三十四条第一号、 免除することができる。 第二号、 第三号若しくは第五号の規定により 第二号若しくは第三号の規定に 義肢装具士

三・四 (略)

いる学校若しくは臨床工学技士養成所、義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十一号)第十四条第一号、第二号若しくは第五号の規定により指定されている学校若しくは救急救命士養成所第四号の規定により指定されている学校若しくは教急対命士養成所第四号の規定により指定されている学校若しくは救急対命士養成所第二号は、免除することができる。

三・四(略

(傍線部分は改正部分)

(第一条関係)

| (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) | 改 正 後 |
|--|-------------|
| 備考 「條) 「修) 「修) 「修) 「修) 「修) 「修う 「修う 「昭和二十三年法律第二百三号)第二十一条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは看護師養成所、歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百三号)第二十一条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは看護師養成所、歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは視策が表述。 「特別・「大田大学会」(日本学校会)(大正、「大学会」(日本学校会)(大正、「大学会」(日本学校会) | 改 正 前 |

三十三条第一号、 三号の規定により指定されている学校若しくは義肢装具士養成所 されている学校若しくは言語聴覚士養成所において既に履修した科 号若しくは第四号の規定により指定されている学校若しくは救急救 救急救命士法 昭和六十二年法律第六十一号)第十四条第一号、第二号若しくは第 指定されている学校若しくは臨床工学技士養成所、 律第六十号)第十四条第一号、 目については、 命士養成所若しくは言語聴覚士法(平成九年法律第百三十二号)第 (平成三年法律第三十六号) 第三十四条第一号、 免除することができる。 第二号、 第三号若しくは第五号の規定により指 第二号若しくは第三号の規定により 義肢装具士法 第二 定

三 (略)

免除することができる。

三(略)

抄

、傍線部分は改正部分、

(第 条関係

備考 別 表第 成所、 学校若しくは作業療法士養成施設、 規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設若しく 号若しくは第二号の規定により指定されている歯科衛生士学校若 等専門学校を除く。 \mathcal{O} 七 は同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている る学校若しくは臨床検査技師養成所、 くは診療放射線技師養成所、 百二十六号) くは歯科衛生士養成所、 十三年法律第七十六号)第十五条第一号の規定により指定されて 昭 規定により (昭和二十三年法律第二百三号) |年勅令第三百八十八号)に基づく大学又は保健師助 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、 略 和四 歯科衛生士法 (第二条関係 十年法律第百三十七号) 第二十条第一号の規定により指定されている学校若し 指定されて 改 以下この号において同じ。 (昭和二十三年法律第二百四号) 診療放射線技師法 いる学校 臨床検査技師等に関する法律 正 第一 第十一条第一号若しくは第二号の (学校教育法に基づく大学及び高 臨床工学技士法 + 理学療法士及び作業療法士法 条第一 後 (昭和二十六年法律第二 一号若しくは第 若しくは看護師 旧大学令 (昭和六十二年 第十二条第 産師 看 (昭 護 大正 和三 師 法 備考 别 表第 第十四 十六号) 士法 業療法士養成施設、 臨床検査技師養成所、 二十条第一号の規定により指定されている学校若しくは診療放射線 養成 号の規定により指定されている歯科衛生士学校若しくは歯科衛生士 第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作 されている学校若しくは理学療法士養成施設若しくは同法第十二条 律第百三十七号)第十一条第一号若しくは第二号の規定により 技師養成所、 \mathcal{O} 七 (昭和二十三年法律第二百三号)第二十一条第一号若しくは第 規定により指定されている学校若しくは看護師養成所、 年勅令第三百八十八号)に基づく大学又は保健師 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、 略 所、 (昭和二十三年法律第二百四号)]条第 第二 第十五条第一号の規定により指定されている学校若しくは 診療放射線技師法 一号、 一条関係 臨床検査技師等に関する法律 第 改 臨床工学技士法 一号若しくは第三号の規定により指定されてい 理学療法士及び作業療法士法 (昭和二十六年法律第二百二十六号) 正 (昭和六十二年法律第六十号) 第十二条第一号若しくは第 前 (昭和三十三年法律第七 助 旧大学令 (昭和四十年法 産師看護師 歯科衛生 (大正 指定

第

二号若しくは第四号の規定により指定されている学校若しくは救急 科目については、 第三十三条第一号、 救命士養成所若しくは言語聴覚士法 法律第六十号) 定されている学校若しくは言語聴覚士養成所において既に履修した 第三号の規定により指定されている学校若しくは義肢装具士養成 (昭和六十二年法律第六十一号)第十四条第一号、 、指定されている学校若しくは臨床工学技士養成所、 救急救命士法 第十四条第一号、 (平成三年法律第三十六号) 免除することができる。 第二号、 第三号若しくは第五号の規定により指 第二号若しくは第三号の規定によ (平成九年法律第百三十二号) 第三十四条第一号、 第二号若しくは 義肢装具 (士法 第 所

三・四 (略)

別表第二 (第二条関係)

備考

一 (略)

より指 され 第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若 学療法士及び作業療法士法第十一条第一号若しくは第二号の規定に 等専門学校を除く。 療放射線技師養成所、 技師法第二十条第一号の規定により指定されている学校若しくは診 く大学又は保健師助産師看護師法第二十一条第二号若しくは第 規定により指定されている学校若しくは臨床検査技師養成所、 規定により指定されて 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、 歯科衛生士法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定 ている歯科衛生士学校若しくは歯科衛生士養成所、 定されている学校若しくは理学療法士養成施設若しくは同法 以下この号において同じ)若しくは看護師養成 臨床検査技師等に関する法律第十五条第 いる学校 (学校教育法に基づく大学及び高 旧大学令に基 診療放射線 二号 号 理 づ

> 号、 校若しくは言語聴覚士養成所において既に履修した科目については 四号の規定により指定されている学校若しくは救急救命士養成所若 より指定されている学校若しくは義肢装具士養成所、 法律第六十一号) 第十四条第一号、 しくは言語聴覚士法(平成九年法律第百三十二号)第三十三条第 る学校若しくは臨床工学技士養成所、 (平成三年法律第三十六号) 第三十四条第一号、第二号若しくは第 免除することができる。 第 一号、 第三号若しくは第五号の規定により指定されている学 第二号若しくは第三号の 義肢装具士法 (昭和六十二年 救急救命士法 規定に

別表第二

第二条関係

 \equiv

兀

略

備考

法士養成施設、 作業療法士法第十一条第一号若しくは第二号の規定により指定され 指定されている学校若しくは臨床検査技師養成所、 養成所、 条第一号の規定により指定されている学校若しくは診療放射線技師 科衛生士学校若しくは歯科衛生士養成所、 士法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている歯 \mathcal{O} 号若しくは第 ている学校若しくは理学療法士養成施設若しくは同法第十二条第 く大学又は保健師助産師看護師法第二十一条第 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、 規定により指定されている学校若しくは看護師養成所、 略 臨床検査技師等に関する法律第十五条第一号の規定により 一号の規定により指定されている学校若しくは作業療 臨床工学技士法第十四条第一号、第二号若しくは第 診療放射線技師法第二十 一号若しくは第一 理学療法士及び 旧大学令に基 歯科衛生 一号

しくは作業療法士養成施設、臨床工学技士法第十四条第一号、第二日については、免除することができる。

三・四(略)

こ号の規定により指定されている学校若しくは臨床工学技士養成所
 こ号の規定により指定されている学校若しくは第二号若しくは第四号の規定により指定されている学校若しくは救急救命士養成所若しくは言語聴覚士法第三十三条る学校若しくは救急救命士養成所若しくは言語聴覚士法第三十三条る学校若しくは言語聴覚士養成所、救急救命士法第三十四条第一号、第二号若しくは議歴装具士法第一日の規定により指定されている学校若しくは臨床工学技士養成所

三・四(略)

◎ 保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和二十六年厚生省令第一号)

(抄

(傍線部分は改正部分)

(第二条関係)

2 第 第二条 和二十八年政令第三百八十六号。 所 基づき都道府県知事が指定する准看護師養成所 師養成所若しくは看護師養成所若しくは法第二十二条第二号の規定に 条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保健師養成所、 する学校、 法」という。) る大学又は法第十九条第二号、法第二十条第二号若しくは法第 一号若しくは法第二十二条第一号の規定に基づき文部科学大臣が指定 (この省令の趣旨) 条 、保健師学校養成 のほか、 という。 略 修業年限は、 保健師助産師看護師法 (略) (略 法第二十一条第一号の規定に基づき文部科学大臣が指定す この省令の定めるところによる。 の指定に関しては、 第十九条第一号、 所の指定基準 年以上であること。 改 (昭和二十三年法律第二百三号。 正 以下「令」という。 法第二十条第一号、 保健師助産師看護師法施行令 後 (以 下 法第二十 「准看護師養成 に定めるも 以下 条第 助産 $\overline{+}$ (昭 第一条 第二条 2 \mathcal{O} 昭和二十八年政令第三百八十六号。 成所」という。)の指定に関しては、保健師助産師看護師法施行令 法」という。)第十九条第一号、 に基づき都道府県知事が指定する准看護師養成所(以下「准看護師 産師養成所若しくは看護師養成所若しくは法第二十二条第二号の規定 する学校又は法第十九条第二号、法第二十条第二号若しくは法第 一号若しくは法第二十二条第一号の規定に基づき文部科学大臣が指定 (この省令の趣旨 条第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保健師養成所、 のほか、 保健師学校養成 略 修業年限は、 (略) 保健師助産師看護師法 (略 この省令の定めるところによる。 六月以上であること。 所の指定基準 改 (昭和二十三年法律第二百三号。 正 法第二十条第一号、 以下 「 令 」 前 という。 法第二十 に定めるも 以下 助 養

(助産師学校養成所の指定基準)

第三条 (略)

一 (略)

二 修業年限は、一年以上であること。

(看護師学校養成所の指定基準)

第四条 法第二十一条第一号の大学、同条第二号の学校及び同条第三号 は、次のとおりとするものに係る令第十一条の主務省令で定める基準 課程を設けようとするものに係る令第十一条の主務省令で定める基準 課程を設けようとするものに係る令第十一条の主務省令で定める基準 課程を設けようとするものに係る令第十一条の大学が同法第九十 教育法第九十条第一項に該当する者(同法に基づく大学が同法第九十 教育法第九十条第一項に該当する者(同法に基づく大学が同法第九十 教育法第二十一条第一号の大学、同条第二号の学校及び同条第三号

であることを入学又は入所の資格とするものであること。法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)一学校教育法第九十条第一項に該当する者(同法に基づく大学が同

二~十二 (略)

2 3 (略)

(指定基準の特例)

内容を併せて教授しようとするものに対する第二条第一号の規定の適生又は生徒に対し一の教育課程により別表一及び別表三に掲げる教育一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学第六条 保健師学校養成所であつて、看護師学校養成所のうち第四条第

(助産師学校養成所の指定基準)

第三条 (略)

一 (略)

二 修業年限は、六月以上であること。

(看護師学校養成所の指定基準)

第四条 法第二十一条第一号の学校及び同条第二号の看護師養成所(以第四条 法第二十一条第一号の定係る令第十一条の主務省令でを教育する課程を設けようとするものに係る令第十一条の主務省令でを教育する課程を設けようとするものに係る令第十一条の主務省会でである場合において、当該大学が学校教育法第九十条第一号の学校及び同条第二号の看護師養成所(以第四条 法第二十一条第一号の学校及び同条第二号の看護師養成所(以第四条 法第二十一条第一号の学校及び同条第二号の看護師養成所(以

とするものであること。 とするものであること。
とするものであること。
であることを入学又は入所の資格
該大学に入学させた者を含む。)であることを入学又は入所の資格
規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場
とするものであること。

二~十二 (略)

2·3 (略)

(指定基準の特例)

内容を併せて教授しようとするものに対する第二条第一号の規定の適生又は生徒に対し一の教育課程により別表一及び別表三に掲げる教育一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学第六条 保健師学校養成所であつて、看護師学校養成所のうち第四条第

」とする。
「同法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)のは「学校教育法第九十条第一項に該当する者(同法に基づく大学が用については、「法第二十一条各号のいずれかに該当する者」とある

別表第三(第四条関係)

一 (略)

備考

目の履修を免除することができる。 二 次に掲げる学校等において既に履修した科目については、その科

イ (略)

生士養成所
「いて同じ。」又は同条第二号の規定により指定されている歯科衛校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。以下この号にお校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。以下この号においる規定により指定されている歯科衛生士学校(同号イに掲げる学の規定により指定されている歯科衛生士学校(同号イに掲げる学

大学に入学させた者を含む。)」とする。
合において、当該大学が学校教育法第九十条第二項の規定により当該に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場のは「学校教育法第九十条第一項に該当する者(法第二十一条第一号用については、「法第二十一条各号のいずれかに該当する者」とある

おいて、 は生徒に対し一の教育課程により別表二及び別表三に掲げる教育内容 に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、 に入学させた者を含む。)」とする。 定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合に を併せて教授しようとするものに対する第三条第一号の規定の適用に ついては、 「学校教育法第九十条第一項に該当する者 助産師学校養成所であつて、看護師学校養成所のうち第四条第 当該大学が学校教育法第九十条第 「法第二十一条各号のいずれかに該当する者」とあるの (法第1 一項の規定により当該大学 + かつ、 一条第 その学生又 号に規 項 は

別表第三(第四条関係)

備考

略

目の履修を免除することができる。 二 次に掲げる学校等において既に履修した科目については、その

科

イ (略)

定により指定されている歯科衛生士養成所の規定により指定されている歯科衛生士学校又は同条第二号の規ロ 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)第十二条第一号

| ハ〜ヌ(略) | 開表第二号の規定により指定されている歯科衛生士養成所に、その科に、との消害等専門学校を除く。以下この号において同じ。)又は同り、一・二 (略) 日の履修を免除することができる。 「一・二 (略) 「一・二 (本) 「一・二 (略) 「一・二 (本) 「一 | ハ〜ヌ(略) |
|---------|--|--------|
| ハ〜ヌ (略) | 開表第三の二(第四条関係) 定により指定されている歯科衛生士養成所 の規定により指定されている歯科衛生士学校又は同条第二号の規 の規定により指定されている歯科衛生士学校又は同条第一号 の規定により指定されている歯科衛生士学校又は同条第一号 の規定により指定されている歯科衛生士養成所 定により指定されている歯科衛生士養成所 | ハ〜ヌ(略) |

0 あ ん摩マツサージ指 注圧師、 はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則 (昭和二十六年厚生省令第二号)

抄

、傍線部分は改正部分、

(第三条関係)

備考 別表第二 二百二十六号) 養成所、 三十三年法律第七十六号)第十五条第一号の規定により指定されて 号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは看護師 学校を除く。 師助産師看護師法 七 しくは診療放射線技師養成所、 しくは歯科衛生士養成所、 により認定されている学校 一号若しくは第二号の規定により指定されている歯科衛生士学校若 年勅令第三百八十八号)に基づく大学又は法第二条第一項の 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、 略 (第二条及び第五条関係 歯科衛生士法 以下この号において同じ。 第二十条第一号の規定により指定されている学校若 改 (昭和二十三年法律第二百三号) 第二十一 (昭和二十三年法律第二百四号) 診療放射線技師法 (学校教育法に基づく大学及び高 正 臨床検査技師等に関する法律 若しくは養成施設 後 (昭和二十六年法律第 旧大学令 第十二条第 条第二 等専門 大正 (昭 規定 保健 和 備考 別 表第一 生士法 は臨床検査技師養成所、 七十六号)第十五条第一号の規定により指定されている学校若しく 線技師養成所、 第二十条第一号の規定により指定されている学校若しくは診療放射 士養成所、 二号の規定により指定されている歯科衛生士学校若しくは歯科衛生 号の規定により指定されている学校若しくは看護師養成所、 法 により認定されている学校若しくは養成施設、 七年勅令第三百八十八号)に基づく大学又は法第二条第一項 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、 (昭和二十三年法律第二百三号) 略 (昭和二十三年法律第二百四号)第十二条第一号若しくは第 (第二条及び第五条関係 診療放射線技師法 臨床検査技師等に関する法律 改 理学療法士及び作業療法士法 (昭和二十六年法律第二百二十六号) 正 第二十 一条第 前 (昭和三十三年法律第 保健師助産師 一号若しくは第 旧大学令 (昭和四十年 歯科衛 看護師 \mathcal{O} (大正 規定

法

いる学校若しくは臨床検査技師養成所、

理学療法士及び作業療法士

法律第百三十七号)

規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設若し

(昭和四十年法律第百三十七号)第十一条第一号若しくは第二号

は同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されてい

作業療法士養成施設、

柔道整復師法

(昭和四十五年法律第十九号)

定されている学校若しくは理学療法士養成施設若しくは同法第十二

第十一条第一号若しくは第二号の規定により指

条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは

救命士法 三条第一号、 六十二年法律第六十一号)第十四条第一号、 法律第十九号) ている学校若しくは言語聴覚士養成所において既に履修した科目に 養成所若しくは言語聴覚士法(平成九年法律第百三十二号)第三十 しくは第四号の規定により指定されている学校若しくは救急救命士 の規定により指定されている学校若しくは義肢装具士養成所 されている学校若しくは臨床工学技士養成所、 六十号)第十四条第一号、第二号若しくは第三号の規定により指定 若しくは視能訓練士養成所、 柔道整復師養成施設、 る学校若しくは作業療法士養成施設、 ついては、免除することができる。 第十四条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校 (平成三年法律第三十六号) 第三十四条第一号、 第二号、 第十二条の規定により指定されている学校若しくは 視能訓練士法 第三号若しくは第五号の規定により指定され 臨床工学技士法 (昭和四十六年法律第六十四 柔道整復師法 第二号若しくは第三号 (昭和六十二年法律第 義肢装具士法 (昭 和四 第二号若 十五 (昭 和 救急 年

三・四 (略)

二号、 施設、 することができる。 規定により指定されている学校若しくは救急救命士養成所若しくは 三年法律第三十六号)第三十四条第一号、第二号若しくは第四号の 定されている学校若しくは義肢装具士養成所、 条第一号、 練士養成所、 号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは視能訓 くは言語聴覚士養成所において既に履修した科目については、 言語聴覚士法 六十一号)第十四条第一号、 若しくは臨床工学技士養成所、 第十二条の規定により指定されている学校若しくは柔道整復師 第三号若しくは第五号の規定により指定されている学校若し 視能訓練士法 第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校 臨床工学技士法 (平成九年法律第百三十二号) 第三十三条第一号、 (昭和四十六年法律第六十四号) 第二号若しくは第三号の規定により指 (昭和六十二年法律第六十号) 第十四 義肢装具士法 (昭和六十二年法律第 救急救命士法 第十四 条第 (平成 免除 養成 第

三・四(略)

抄

(第三条関係)

、傍線部分は改正部分、

備考 別 表第 師法 二百三号) 七号) 号の規定により指定されている学校若しくは臨床検査技師は 師 技師等に関する法律 れている歯科衛生士学校若しくは歯科衛生士養成 律第二百四号) ている学校若しくは看護師養成所、 に基づく大学及び高等専門学校を除く。 七 より指定されている学校若しくは診療放射線技師養成所、 条第 一学療法士及び作業療法士法 若しくは養成施設、 年勅令第三百八十八号)に基づく大学又はあん摩マツサージ指 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、 略 はり師、 昭 第二条第一 一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しく (第二条関係 和二十六年法律第二百二十六号) 第二十 きゆう師等に関する法律 第十二条第一号若しくは第二号の規定により指 項の規定により認定されている学校 改 条第二号若しく (昭和三十三年法律第七十六号) 保健師助 (昭和四十年法律第百三十七号) 正 産師看護師法 歯科衛生士法 は第三号の規定により指定され (昭和二十二年法律第 以下この号において同じ。 第二十条第 後 (昭和二十三年法律第 所 (昭和二十三年法 旧大学令 第十五条第 一号の 診療放射線技 (学校教育法 養成 臨 規定に 床検査 一百 (大正 第十 定さ 所 備考 別 表第 七

別表第一 (第二条関係

改

正

前

一 (略)

施設、 師、 成施設若しくは同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指 作業療法士法 指定されている学校若しくは臨床検査技師養成に 法律 六年法律第二百二十六号) 生士学校若しくは歯科衛生士養成所、 + 七号) くは第二号の いる学校若しくは診療放射線技師養成所、 第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている歯科衛 くは看護師養成所、 |年勅令第三百八十八号| に基づく大学又はあん摩マツサージ指 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、 条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若 はり師、 (昭和三十三年法律第七十六号) 第十五条第 第二条第一項の規定により認定されている学校若しくは養成 保健師助産師看護師法 規定により指定されている学校若しくは理学療法士養 きゆう師等に関する法律 (昭和四十年法律第百三十七号)第十一条第一号若し 歯科衛生士法 第二十条第一号の規定により指定されて (昭和二十三年法律第二百三号) 第 (昭和二十三年法律第二百四号) 診療放射線技師法 (昭和二十二年法律第 臨床検査技師等に関する 所 一号の規定により 理学療法士及び 旧大学令 (昭和二十 一百 大正

士法 聴覚士養成所において既に履修した科目については、 三号若しくは第五号の規定により指定されている学校若しくは言語 り指定されている学校若しくは救急救命士養成所若しくは言語聴覚 第三十六号) 臨床工学技士養成所、 ができる。 いる学校若しくは義肢装具士養成所、 は第二号の規定により指定されている学校若しくは視能訓練士養成 は理学療法士養成施設若しくは同法第十二条第一号若しくは第1 第十四条第一号、 規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設 第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは 訓練士法 臨床工学技士法 (平成九年法律第百三十二号) 第三十三条第一号、 (昭和四十六年法律第六十四号)第十四条第一号若しく 第三十四条第一号、 第二号若しくは第三号の規定により指定され (昭和六十二年法律第六十号) 義肢装具士法 第二号若しくは第四号の規定によ (昭和六十二年法律第六十一号 救急救命士法 第十四条第 (平成三年法律 免除すること 第二号、 一号 第 視号 7

三 (略)

号、 成所、 五号の規定により指定されている学校若しくは言語聴覚士養成所に る学校若しくは救急救命士養成所若しくは言語聴覚士法 三十四条第一号、第二号若しくは第四号の規定により指定されてい 士法 により指定されている学校若しくは視能訓練士養成所、 和四十六年法律第六十四号) 定されている学校若しくは作業療法士養成施設、 おいて既に履修した科目については、 法律第百三十二号)第三十三条第一号、 は義肢装具士養成所、 は第三号の規定により指定されている学校若しくは臨床工学技士養 第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しく (昭和六十二年法律第六十号) 第十四条第一号、 義肢装具士法 (昭和六十二年法律第六十一号) 第十四条第 救急救命士法 第十四条第一号若しくは第一 (平成三年法律第三十六号) 免除することができる。 第二号、 視能訓 第三号若しくは第 第二号若しく 臨床工学技 練士法 二号の (平成九年 規定 (昭 第

(略)

0 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則 (昭和四十一年厚生省令第三号)(抄)

(第四条関係)

(傍線部分は改正部分)

前

| 改正後 | 改正 |
|---------------------------------|------------------|
| 別表第一(第二条関係) | 別表第一(第二条関係) |
| 備考 | 備考 |
| 一(略) | 一 (略) |
| 二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正 | 二 学校教育法に基づく大学若しく |
| 七年勅令第三百八十八号)に基づく大学又は法第十二条第一号若し | 七年勅令第三百八十八号)に基づ |
| くは第二号の規定により指定されている学校(学校教育法に基づく | くは第二号の規定により指定され |
| 大学及び高等専門学校を除く。以下この号において同じ。)若しく | 成施設若しくは保健師助産師看護 |
| は作業療法士養成施設若しくは保健師助産師看護師法(昭和二十三 | 号)第二十一条第一号若しくは第 |
| 年法律第二百三号)第二十一条第二号若しくは第三号の規定により | 学校若しくは看護師養成所、診療 |
| 指定されている学校若しくは看護師養成所、診療放射線技師法(昭 | 第二百二十六号)第二十条第一号 |
| 和二十六年法律第二百二十六号)第二十条第一号の規定により指定 | 若しくは診療放射線技師養成所、 |
| されている学校若しくは診療放射線技師養成所、臨床検査技師等に | 和三十三年法律第七十六号)第十 |
| 関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第十五条第一号の規定 | ている学校若しくは臨床検査技師 |
| により指定されている学校若しくは臨床検査技師養成所、視能訓練 | 六年法律第六十四号) 第十四条第 |
| 士法(昭和四十六年法律第六十四号)第十四条第一号若しくは第二 | 指定されている学校若しくは視能 |
| 号の規定により指定されている学校若しくは視能訓練士養成所、臨 | 昭和六十二年法律第六十号)第十 |
| 床工学技士法(昭和六十二年法律第六十号)第十四条第一号、第二 | 号の規定により指定されている学 |
| 号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは臨床工 | 義肢装具士法(昭和六十二年法律 |
| 学技士養成所、義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十一号)第十 | 二号若しくは第三号の規定により |

護師法 **能訓練士養成所、臨床工学技士法** 第一号若しくは第二号の規定により 即養成所、 佯第六十一号)第十四条第一号、第 子校若しくは臨床工学技士養成所、 〒四条第一号、第二号若しくは第三 十五条第一号の規定により指定され 5の規定により指定されている学校 **爆放射線技師法(昭和二十六年法律** れている学校若しくは作業療法士養 つく大学又は法第十二条第一号若し り指定されている学校若しくは義肢 、は高等専門学校、 臨床検査技師等に関する法律(昭 (昭和二十三年法律第二百三 視能訓練士法 旧大学令(大正 (昭和四十

養成所 平成九年法律第百三十二号)第三十三条第一号、 六号)第三十四条第一号、第二号若しくは第四号の規定により指定 されている学校若しくは救急救命士養成所若しくは言語聴覚士法 校若しくは義肢装具士養成所、 四条第一号、 した科目については、 しくは第五号の規定により指定されている学校若しくは言語聴覚士 (以下「看護師等の養成施設」という。 第二号若しくは第三号の規定により指定されている学 救急救命士法 (平成三年法律第三十 において既に履修 第二号、 第三号若

免除することができる。

規定により指定されている学校若しくは言語聴覚士養成所 若しくは救急救命士養成所若しくは言語聴覚士法(平成九年法律第 条第一号、第二号若しくは第四号の規定により指定されている学校 装具士養成所、 看護師等の養成施設」という。)において既に履修した科目につい 百三十二号)第三十三条第一号、 救急救命士法(平成三年法律第三十六号)第三十四 第二号、 第三号若しくは第五号の (以下_「

三 略

ては、

免除することができる。

三

略